

2025(令和7)年度
自己点検・評価活動報告書

目次

1	はじめに	3
2	大学の概要	4
	(1) 現況	4
	(2) 組織図	4
	(3) 教育目標と3つのポリシー	5
3	自己点検・評価について	6
	(1) 自己点検・評価の目的	6
	(2) 自己点検・評価体制	6
	(3) 自己点検・評価方法	6
	(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み	7
	(5) 自己点検・評価委員会活動実績	7
	(6) 内部質保証室活動実績	8
	(7) 2025（令和7）年度自己点検・評価の総括	8
本編	自己点検・評価結果	9
	インデックス	10

1	中期計画検討サイクル	11
2	事業計画推進サイクル	11
3	教員活動改善サイクル	12
4	教育改善サイクル	13
5	教員集合研修活動サイクル	14
6	教職員等集合研修活動サイクル	15
7	学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル	16
8	教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル	17
9	学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル	18
10	教育研究環境整備サイクル	19
11	社会連携・社会貢献サイクル	20
12	グローバル活動改善サイクル	21
参考資料		22
1	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程	23
2	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱	25
3	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱	27

1 はじめに

本学は2006（平成18）年の開学当初より、「学校教育法」第百九条¹及び「東京都立産業技術大学院大学学則」第2条²に基づき、教育研究水準の向上と本学の使命の達成を目的として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の実施方法については、本学の内部質保証システムを効果的に運用するとともに、文部科学大臣認証の機関による認証評価及び東京都地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価の結果を効果的に反映させることで、教育研究の質の向上に取り組んでいる。

内部質保証システムの運用については、2020（令和2）年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱（2産技大管第 1014 号）」を制定し、自己点検・評価体制の統括組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置した。翌2021（令和3）年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱（3産技大管第 1041 号）」を制定し、内部質保証に係る具体的な実施方法を定め、適宜システム自体の見直しも行いつつ効果的な運用に努めている。

本学の使命及び目的を達成するため、引き続き実施体制や実施方法等について必要な改善を図りながら、自己点検・評価に取り組んでいく。

¹ **第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

² **第2条** 本学は、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学の概要

(1) 現 況

名称(英語名)

東京都立産業技術大学院大学(Advanced Institute of Industrial Technology)

所在地

東京都品川区東大井一丁目 10 番 40 号(品川シーサイドキャンパス)

設置者

東京都公立大学法人

研究科の構成

研 究 科：産業技術研究科

専 攻：産業技術専攻

コース(学位名)：事業設計工学コース【事業設計工学修士(専門職)】

情報アーキテクチャコース【情報システム学修士(専門職)】

創造技術コース【創造技術修士(専門職)】

学生数及び教職員数(2025(令和7)年5月1日時点)

学 生 数：237名

教 員 数：28名

職 員 数：34名

(2) 組織図(2025(令和7)年度時点)



(3) 教育目標と3つのポリシー

教育目標

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的としています。

3つのポリシー

・ディプロマポリシー

東京都立産業技術大学院大学は、所定の期間在学して所定の単位を取得し、所属する学位プログラムであるコースのカリキュラムで定める知識・スキル・コンピテンシーを獲得し、ディプロマポリシーに合致する学生を、本学の理念に定める人材として専門職学位を授与します。

・カリキュラムポリシー

各コースの分野に関する講義科目、演習科目、プロジェクト型教育プログラムを体系的に編成し適切に組み合わせた授業を開講し、指導を行います。このため、主に1年次生は、講義、演習科目を通して知識とスキルを修得し、2年次生は、PBL型科目等を通して、プロジェクト遂行に必要なさらなる知識とスキルの獲得を図るとともに、各コースで定めたコンピテンシーの獲得を図ります。

・アドミッションポリシー

本学の理念に定める人材を育成するため、コースが定める専門職学位課程のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、次のことを獲得しようとする人を受け入れます。

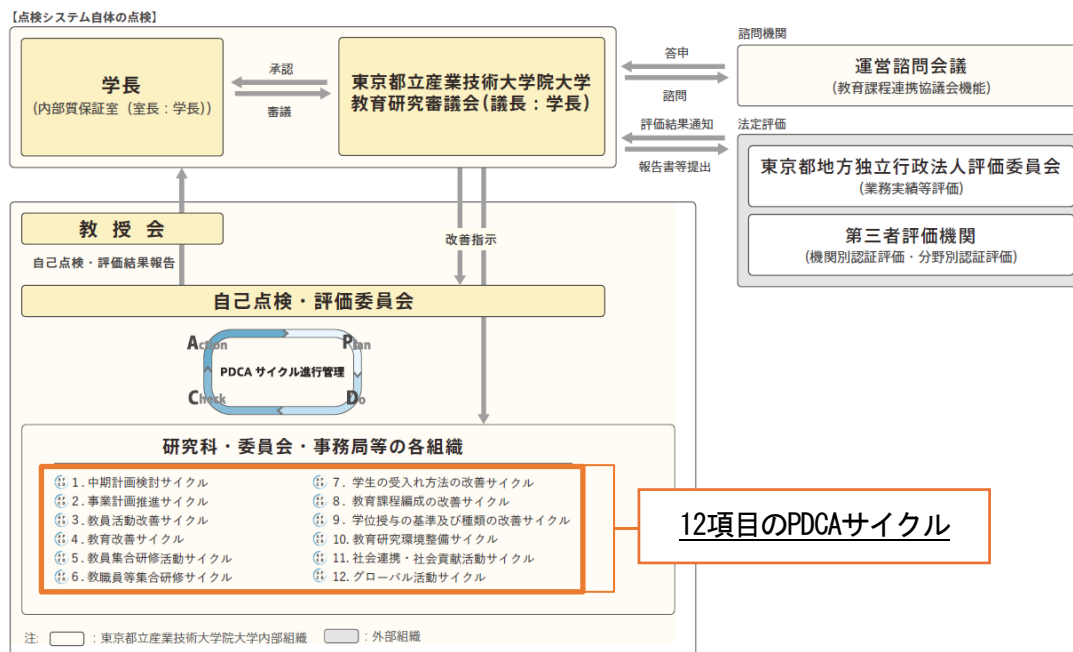
1. コースが対象とする産業技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に
応用できる能力
2. コースが対象とする産業技術分野において、複雑な問題を分析し、課題を抽出し、
解決できる卓越した能力
3. コースが対象とする産業技術分野に関する基礎的技能や知識
4. 継続的学修と研究の能力
5. 本学の学修活動に必要なコミュニケーション能力、チーム活動力
6. 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

3 自己点検・評価及び内部質保証について

(1) 自己点検・評価の目的

本学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、必要に応じた改善活動を実施するとともに質の保証を行い、本学の使命と目的を達成することを目的とする。

(2) 自己点検・評価体制図



(3) 自己点検・評価方法

「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3産技大管第 1041 号)」に定めた12項目のPDCAサイクルの実行状況について、内部質保証室が決定する「内部質保証システムチェック表」に基づき、点検・評価を実施する。点検・評価は自己点検・評価委員会が行い、内部質保証室が必要に応じて改善指示をする。

(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み

2006 (平成18)年度	東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程 制定
2010 (平成22)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2012 (平成24)年度	機関別認証評価 受審
2012 (平成24)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
2015 (平成27)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2017 (平成29)年度	分野別認証評価(創造技術専攻) 受審
2019 (令和元)年度	機関別認証評価 受審
2020 (令和2)年度	分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審
2020 (令和2)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱 制定
2021 (令和3)年度	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱 制定
2022 (令和4)年度	分野別認証評価(産業技術専攻) 受審

(5) 2025 (令和7) 年度自己点検・評価委員会活動実績

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、大学の教育研究活動の評価に係る事項を所管する運営委員会である（「東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程（平成18年度法人規程第5号）」参照）。

開催日	会 議	主な内容（抜粋）
4月9日	第1回 自己点検・評価委員会	引継事項確認 2024年度内部質保証システムチェック表評価結果の報告 2025年度内部質保証システムチェック表の内容確認 2026年度機関別認証評価に向けたスケジュール確認 2027年度分野別認証評価に向けたPBL資料及び授業資料管理案内の検討
6月10日	第2回 自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価活動報告書の作成及び公表について
10月2日	第3回 自己点検・評価委員会	2025年度内部質保証システムチェック表の確認（中間） 2026年度機関別認証評価進捗状況の確認 2027年度分野別認証評価に向けたPBL資料及び授業資料収集状況の確認
2月12日	第4回 自己点検・評価委員会	2026年度機関別認証評価評価資料提出内容の確認 2026年度機関別認証評価進捗状況の確認
3月12日	第5回 自己点検・評価委員会	2025年度内部質保証システムチェック表の確認（最終） 2025年度PBL資料及び授業資料提出結果の確認 2026年度自己点検・評価委員会への引継事項の確認 2026年度機関別認証評価進捗状況及び受審スケジュールの確認

(6) 2025（令和7）年度内部質保証室活動実績

内部質保証室は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むことを推進するための、学長を室長とする組織である。（「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱（2産技大管第1014号）」参照）。

開催日	会 議	主な内容（抜粋）
4月4日	第1回 内部質保証室	2024年度内部質保証システムチェック表の点検結果の確認 2025年度内部質保証に係る要綱及びPDCAサイクルの改正 2025年度内部質保証システムチェック表の決定
6月20日	第2回 内部質保証室	2024年度自己点検・評価活動報告書の作成及び公表について

(7) 2025（令和7）年度の自己点検・評価の総括

2024年度に行った内部質保証システムチェック表の様式変更や、年度当初の要綱改正によるPDCAサイクルの改編等、内部質保証システム体制そのものの改善に着手し、内部質保証活動の質の向上に努めた。各実施組織の活動状況のチェックにあたっては、自己点検・評価委員会と内部質保証室とで連携し、1年間を通して、PDCAサイクルの適切な運用及び進捗管理を行うとともに、年度途中にチェック表の運用について一部改善を行ったことで、内部質保証活動の効果的な運用に繋げることができた。

2026年度には機関別認証評価、2027年度には分野別認証評価の受審を控えているため、認証評価に向けて本学の教育研究活動の点検・評価を実施していくとともに、チェック表による内部質保証活動も継続的に取り組んでいく。

本 編

自己点検・評価結果

2025年度内部質保証システムチェック表 インデックス

No.	サイクル名	実行 周期	PDCAサイクル実施組織	自己点検・評価委員会確認事項 内部質保証システム実施要綱抜粋	自己点検・評価結果 (中間/最終)
1	中期計画検討サイクル	6年	産技大WG	(1)中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。 (2)暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。 【第8条】中期計画の検討におけるPDCAサイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。	今年度評価対象外
2	事業計画推進サイクル	1年	運営会議	(1)事業計画に定めた事業の実施内容について進捗管理を行い、進捗状況に基づいた翌年度の事業計画を作成したか。 【第9条】第7条第2号に規定する事業計画推進サイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
3	教員活動改善サイクル	1年	研究科長 管理課管理係	(1)教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。 【第10条】教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振り返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
4	教育改善サイクル	1年	FD委員会 企画広報・国際係 教務学生委員会 高度専門職人材教育研究・IRセンター（追加）	(1)授業アンケートを実施したか。 (2)授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成及び公表しているか。 (3)修了生アンケート及び入学生アンケートを実施しているか。 (4)必要に応じて、上記アンケート等についてIRセンターの分析結果等に基づいた改善活動を行っているか。 【第11条】教育改善サイクルについては、各組織が授業アンケート、修了生アンケート及び入学生アンケート等の各種調査により、教育について点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。なお、授業アンケートについては、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会(平成18年度法人規程第6号)に報告のうえ、この計画を実施するものとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
5	教員集合研修活動サイクル	1年	FD委員会	(1)FDフォーラムを実施したか。 (2)FDフォーラム終了後にアンケートを実施したか。 (3)FDフォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか。 【第12条】FD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
6	教職員等集合研修活動サイクル	1年	SD企画運営本部	(1)SD活動を実施したか。 (2)SD活動終了後にアンケートを実施したか。 (3)SD活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか。 【第13条】SD活動サイクルについては、SD企画運営本部(2産技大管第317号)が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
7	学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)改善サイクル	5年	入試委員会	(1)入試実績(志願倍率、入試成績等)を確認の上、分析を行っているか。 (2)必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか。 【第14条】学生の受け入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、入試実績(志願倍率、入試成績等をいう。)、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
8	教育課程編成(カリキュラムポリシー)改善サイクル	5年	教務学生委員会	(1)修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認の上、分析を行っているか。 (2)必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか。 【第15条】教育課程編成(カリキュラムポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学修成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
9	学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクル	5年	キャリア開発支援部会 運営諮問会議	(1)修了生の進路状況及び社会での活躍状況等を確認しているか。 (2)運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。 (3)必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか。 【第16条】学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議(18産技大管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改組について検討する。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
10	教育研究環境整備サイクル	1年	教育研究環境整備委員会	(1)学内の施設、設備や環境（教育研究用情報システム及び図書の整備状況や活用状況等）について確認、点検を行ったか。 (2)必要に応じて、改修及び整備を行っているか。 【第17条】教育研究環境整備サイクルについては、教育研究環境整備委員会（平成18年度法人規程第8号）が、施設、教育研究用情報システム及び図書の整備状況や活用状況に関する確認や点検を行い、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから整備や改修を実施することとする。 (1)必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか。（中期計画第5か年度目） 2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出することとする。	問題なし（中間） 問題なし（最終） 今年度評価対象外
11	社会連携・社会貢献活動サイクル	1年	OPI企画経営委員会 AIITリスキルセンター会議	(1)OPI事業・AIITフォーラム等の活動を実施したか。 (2)活動実施後、アンケート等の調査を通して、活動内容を分析しているか。 (3)その分析に基づいて、必要に応じて改善活動を実施しているか。 【第18条】社会連携・社会貢献活動サイクルについては、各組織が、社会連携・社会貢献活動を計画及び実施し、アンケートや連絡先との意見交換等による検証を行うとともに改善に繋げる。	問題なし（中間） 問題なし（最終）
12	グローバル活動サイクル	1年	国際センター会議	(1)グローバル活動を実施したか。 (2)活動実施後、進捗状況の確認や報告等を実施しているか。 (3)活動の内容については活動報告及び実績をもとに、検証を行った上で決定しているか。 【第19条】グローバル活動サイクルについては、国際センター会議（4産技大管第1066号）が、グローバル活動を計画及び実施し、実績や進捗状況の管理を行い、検証及び改善活動等を行うこととする。	問題なし（中間） 問題なし（最終）

1 中期計画検討サイクル（実行周期：6年）

研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価対象外 対象外ではあるが、計画の確実な実施に向けて、2025(令和7)年度中期計画進捗状況報告書のとりまとめを進めた。（次回自己点検・評価実施年度は、2027(令和9)年度。）
❖ <u>暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価対象外 対象外ではあるが、策定に向けて引き続き中期計画進捗状況の把握に努めていく。（次回自己点検・評価実施年度は、2027(令和9)年度。）

2 事業計画推進サイクル（実行周期：1年）

各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>事業計画に定めた事業の実施内容について進捗管理を行い、進捗状況に基づいた翌年度の事業計画を作成したか。</u> ⇒ 進捗管理を行い、事業計画を作成した。 毎月実施する運営会議にて、「R7中期計画進捗管理表」に基づき、幹部教職員及び全係長間で進捗状況の共有と課題の検証等を行いながら、当該年度の中期計画及び事業計画に沿った大学運営を行った。また、2026(令和8)年度の事業計画についても、2025(令和7)年度の実績及び経営企画課からの原案に基づき、学内で確認及び検討を行い、対応を進めていくこととした。

3 教員活動改善サイクル（実行周期：1年）

原則、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。</u> ⇒ 実施している 上半期には、2025（令和7）年6月20日付人事課通知「2025年度教員の自己申告(当初申告)の実施について(7東公法総人第186号)」に基づき、全ての常勤教員を対象として、教員面談及び教員評価を実施し、当初申告を作成した。また、年度末には、2026(令和8)年3月17日付「2025年度教員の自己申告(年度末申告)及び評価の実施について(7東公法総人第662号)」に基づき、年度末申告の作成及び面談を実施しており、研究科長および専攻長の管理の下、上記の各種手続きを通じて適切に人事評価を行った。

4 教育改善サイクル（実行周期：1年）

各組織が授業アンケート、修了時アンケート及び入学生アンケート等の各種調査により、教育について点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。なお、授業アンケートについては、教員各自のアクションプランを作成し、FD委員会(平成18年度法人規程第6号)に報告のうえ、この計画を実施するものとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>授業アンケートを実施したか。</u> ⇒ 実施した manabaにて各クォータでアンケートを実施し、学生の回答や意見について確認を行った。また、アンケート結果は、FD委員会が各クォータで確認を行っており、授業評価アンケートのうち、大学への要望コメントについては、所管の委員会に改善について検討するよう依頼した。
❖ <u>授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成・公表しているか。</u> ⇒ 作成・公表している 授業評価アンケートに基づいた、各授業に関する改善事項への対応策等については、各教員がアクションプランの作成を行い、改善に繋げている。作成したアクションプランは、manabaでの公表及びFD レポート第 37 号(6月)・第 38 号(2月)の形で整理した。なお、FD レポートについては本学 HP に掲載しており、学内外に広く公開している。 HP：FD活動 教育の質の向上のための活動 AIIT東京都立産業技術大学院大学
❖ <u>修了生アンケート、入学生アンケートを実施しているか</u> ⇒ 実施している 修了生アンケートについては、2024(令和6)年度3月修了生及び2025(令和7)年度9月修了生を対象に実施した。回答結果については、教務学生委員会で報告された。入学生アンケートについては、2025(令和7)年4月入学生を対象に実施し、回答結果については入試委員会で報告された。
❖ <u>必要に応じて、上記アンケート等の分析を行い、分析結果に基づいた改善活動を行っているか。</u> ⇒ 行っている ・修了生アンケート・PBLアンケートについての分析結果を学長へ報告。今後、分析を詳細に行うこととなった。 ・授業評価アンケートの質問項目について、第3クォータから一部修正・削除を行った。 ・修了時アンケートの結果及び結果を踏まえた改善活動について、第18回教務学生委員会にて審議し、修了生向け制度の認知度向上に向けた対応を行った。

5 教員集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

FD 委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>FD フォーラムを実施したか。</u> ⇒ 9月と3月に以下のとおりFD フォーラムを実施した ・第38回(R7 第1回)【テーマ】「教え方を科学する！インストラクショナルデザイン ～大学教員のための授業改善ワークショップ～」 ・第39回(R7 第2回)【テーマ】「大学授業設計の点検ワークシートで担当授業を棚卸する」
❖ <u>FD フォーラム終了後にアンケートを実施したか。</u> ⇒ 実施した それぞれの講演の内容及、今後のFDフォーラムで取り上げてほしいテーマ等についてアンケートを行っている。また、アンケート結果は、FD 委員会で集計し、確認を行っている。
❖ <u>FD フォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。</u> ⇒ 決定している FDフォーラム終了後のアンケート結果や過去のFDフォーラムのテーマに基づき、FD委員会にて、本取り組みの検討を行い、次回FDフォーラムの内容の決定や講師の選定等を行った。2025年度は2回とも、「インストラクショナルデザイン（教育設計）」をテーマに開催し、1年間を通して、基礎的内容と発展的内容について講演を行った。

6 教職員等集合研修活動サイクル（実行周期：1年）

SD 企画運営本部（2産技大管第 317 号）が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、改善することとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>SD活動を実施したか。</u> ⇒ SD活動を以下のとおり実施した 1. 学長講話 2. 管理課職員課内勉強会 3. 生成AI勉強会 4. 公立大学協会主催のセミナーへの参加
❖ <u>SD 活動終了後にアンケートを実施したか。</u> ⇒ 実施した 各SD活動終了後にはアンケートを実施し、3月には2025年度のSD活動に関する職員アンケートを実施した。なお、結果については、2026年度4月のSD企画運営本部で報告を行う。
❖ <u>SD 活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行った上で決定しているか。</u> ⇒ 決定している 各活動終了後のアンケートや、年度末の活動全体に関するアンケートの結果及びSD活動方針に基づき、SD企画運営本部にて検討を行ったうえで、次年度の活動内容を決定している。

7 学生の受け入れ方法（アドミッションポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行う。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>入試実績（志願倍率、入試成績等）を確認し、分析しているか。</u> ⇒ 確認、分析している 2026(令和8)年度4月入学の入試では、志願者数は産業技術専攻全体で163(昨年：173名)、志願倍率は1.58倍(昨年：1.6倍)となり、2026年度4月入学予定者を確保することができた。当該年度の入試実施状況は、入試委員会で確認を行うとともに、教授会及び教育研究審議会に報告のうえ、受験者の安定的な確保に向け、各種入試体制や入試制度等について検討を行っている。
❖ <u>必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか（分野別認証評価受審翌年度）。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価年度対象外 対象外となっているが、毎月の入試委員会では、大学院説明会の実施状況や、各入試期間での入試問題案、実施体制等について審議を行う等、入試実績や社会情勢に基づき、入試方法の継続的な見直しを行っている。（次回自己点検・評価実施年度は、2028(令和10)年度。）

8 教育課程編成（カリキュラムポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認し、分析しているか。</u> ⇒ 確認、分析している 2024(令和6)年度3月修了生及び2025(令和7)年度9月修了生を対象に、修了時アンケートを実施し、教務学生委員会にてアンケート結果について確認を行った。また、成績調査については、各クォータで調査を行い、教務学生委員会にて成績内訳の報告及び分析を行った。また、成績調査に伴うアンケートについては、新たに入力基準と入力例を設け、提出率の向上に繋げた。
❖ <u>必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか（分野別認証評価翌年度）。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価年度対象外 対象外となっているが、教務学生委員会では、毎年度の時間割及びシラバス等のカリキュラム一覧やその他履修に関する事項等の確認及び見直し等を継続的に行っている。 （次回自己点検・評価実施年度は、2028（令和10）年度。）

9 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）改善サイクル（実行周期：5年）

各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議(18 産技大管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>就職状況、修了生の社会での活躍状況等を確認しているか。</u> ⇒ 確認している 2024(令和6)年度修了者の就職状況のほか、2025(令和7)年度及び2026(令和8)年度修了予定者の活動状況をキャリア開発支援部会にて確認している。また、修了生の活躍状況については、学生の修了生訪問等を通して、活躍状況の把握と関係強化を図っている。さらに、学生のキャリア相談実施状況及び就職支援ガイダンスの実施状況等についても都度確認を行っている。
❖ <u>運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。</u> ⇒ 聴取している 7月に実施された第39回運営諮問会議にて「地域の垣根を超えて日本全体の発展に貢献できるプロフェッショナル人材の育成について」諮問を行い、3月の第40回運営諮問会議にて諮問に対する答申(産業界からの意見・提案)を受け、産業界のニーズを把握した。
❖ <u>必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか（分野別認証評価翌年度）。</u> ⇒ 本年度は自己点検・評価対象外 対象外となっているが、引き続き就職状況の確認や、運営諮問会議での答申の内容等を踏まえ、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件について見直しを行う。 (次回自己点検・評価実施年度は、2028(令和10)年度。)

10 教育研究環境整備サイクル（実行周期：1年）

教育研究環境整備委員会が、施設、教育研究用情報システム及び図書の整備状況や活用状況に関する確認や点検を行い、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。また、大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>学内の施設・設備、教育研究用情報システム及び図書の整備状況等について、定期的な調査を行ったか。</u> ⇒ 定期的に調査を行った ・学内施設については、設備保守作業計画表に基づく点検・保守を実施した（本学施設設備は高専校舎と共用のため、高専と共同で保守作業を実施）。 ・図書については、学生や教員からの要望に応えた和書と洋書を毎月選書し、教育研究環境整備委員会で審議を経て購入することで、定期的な整備を行っている。
❖ <u>必要に応じて、改修及び整備を行っているか。</u> ⇒ 以下のとおり改修及び整備を行った ・低圧配電設備改修工事（2023～2025年度にかけて実施。2025年6月終了） ・教育研究用情報システムの更改 ・東京夢工房の改修に向けた検討会の立ち上げ及び改修工事の実施
❖ <u>必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか（中期計画第5か年度目）。</u> ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外（次回：2027（令和9）年度。）

11 社会連携・社会貢献活動サイクル（実行周期：1年）

各組織が、社会連携・社会貢献活動を計画及び実施し、アンケートや意見交換、計画の進捗状況の確認等を行うとともに改善に繋げる。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>OPI事業及びAIITフォーラムを実施したか。</u> ⇒ 実施した ・OPI事業については、年度当初に策定するOPI事業計画に基づいて各種活動を実施した。 ・AIITフォーラムについては、以下のとおり実施した。 ● 若者のメンタルヘルス：学校でのメンタルヘルスリテラシーから、アスリートとの協働で進めるメンタルヘルス啓発まで（第28回AIITフォーラム） ● イグノーベル賞を受賞した”食”を変える技術（第29回AIITフォーラム） ● AIが社会ツールとなる時代のUXデザイン（三鷹ネットワーク大学講座と共催）（第30回AIITフォーラム） ● 「暮らしの中のいいデザイン」－日用品に見る伝統の知恵と新しい工夫－（しながわ学びの杜と共催）（第31回AIITフォーラム）
❖ <u>終了後にアンケートや意見交換等を実施したか。</u> ⇒ 実施した 各活動終了後にはアンケートを実施し、講演の満足度や今後の希望テーマだけでなく、本学の教育研究活動についても、意見を集めている。
❖ <u>テーマ及び内容は、客観的な検証等を行った上で決定しているか。</u> ⇒ 決定している 自治体との共催で行うAIITフォーラムについては、年度初めに自治体担当者と開催について打合せを行い、講演テーマの希望をヒアリングしたうえで、講師の選定を行っている。本学主催で開催しているAIITフォーラムについては、前年度末に策定したAIITフォーラム開催計画に基づいて、テーマ及び講演者の選定を行うとともに、各フォーラム終了後に実施するアンケートを通した、効果検証を行っている。

12 グローバル活動サイクル（実行周期：1年）

国際センター会議（4産技大管第1066号）が、グローバル活動を計画及び実施し、実績や進捗状況の管理を行い、検証及び改善活動等を行うこととする。

2025（令和7）年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果
❖ <u>グローバル活動を実施しているか。</u> ⇒ 実施している 国際センター会議において、定期的にグローバル人材能力指標の状況把握、グローバルPBLや国際交流事業の実績管理や推進策の検討等の活動を行った。
❖ <u>実施後に実績の確認や分析等を行っているか。</u> ⇒ 行っている 上記グローバル活動の進捗状況や実績を確認するとともに、グローバルPBLの申請状況及び予算執行状況についても国際センター会議内で確認を行うことで、今後の対応策や執行管理について検討を行っている。

参考資料

東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室システム実施要綱

○東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程

(平成 18 年度法人規程第 5 号 制定 平成 18 年 4 月 1 日)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 法人規程第 4 号 令和 2 年 3 月 30 日 31 法人規程第 133 号

(目的)

第 1 条 東京都立産業技術大学院大学学則(平成 18 年度法人規則第 3 号)第 2 条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)の目的及び使命の達成を目的に、東京都立大学法人運営委員会規則(平成 17 年度法人規則第 5 号)第 2 条に定める運営委員会として、自己点検・評価委員会を置く。

(委員会の職務)

第 2 条 自己点検・評価委員会は、本学の教育研究分野における次の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 自己点検・評価(外部評価を含む。以下同じ。)の基本方針及び実施基準の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価の結果の学長への報告及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価について必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 自己点検・評価委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 教員 3 名
- (2) 総務部総務課長
- (3) 経営企画室企画財務課長
- (4) 東京都立産業技術大学院大学管理部管理課長
- (5) その他学長が指名する教職員

(委員長)

第 4 条 自己点検・評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、学長が任命する。
- 3 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、主宰する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 自己点検・評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、第3条に定める委員以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 自己点検・評価委員会の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課が行う。
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、産業技術大学院大学開学後、最初の自己点検・評価委員会委員長は産業技術研究科長が務めるものとし、その任期は2年間とする。

附 則(平成21年4月1日21法人規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日31法人規程第133号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2産技大管第1014号

制定 令和3年3月5日

(設置)

第1条 東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室（以下「内部質保証室」という。）を置く。

(内部質保証室の職務)

第2条 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 本学の内部質保証の推進
- (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

(内部質保証室の構成)

第3条 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) オープンインスティテュート長
- (4) 附属図書館長
- (5) 専攻長
- (6) 自己点検・評価委員長
- (7) 管理部長
- (8) その他学長が指名する教職員

(室長)

第4条 内部質保証室には室長を置く。

- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第8号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。

- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

第7条 室長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

3 産技大管第 1041 号

制定 令和 4 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）において、業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させるための仕組み（以下「内部質保証システム」という。）の構築に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価委員会 東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第 5 号。以下「運営委員会規則」という。）第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会をいう。
- (2) 内部質保証室 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室要綱（令和 3 年 3 月 5 日 2 産技大管第 1014 号）第 1 条に規定する東京都立産業技術大学院大学内部質保証室をいう。
- (3) FD 委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学 FD 委員会をいう。
- (4) SD 企画運営本部 東京都立産業技術大学院大学 SD 企画運営本部要綱（令和 2 年 7 月 15 日 2 産技大管第 317 号）第 1 条に規定する SD 企画運営本部をいう。
- (5) 運営諮問会議 東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日 18 産技大管第 1 号）第 1 条に規定する運営諮問会議をいう。
- (6) 教育研究環境整備委員会 運営委員会規則第 2 条に規定する東京都立産業技術大学院大学教育研究環境整備委員会をいう。

(PDCA サイクル)

第 3 条 内部質保証システムは、次に掲げる作業の繰返し（以下「PDCA サイクル」という。）により、大学業務の改善及び向上を図るものとする。

- (1) 計画 (P) 目標及び計画の策定又はその改定の作業
- (2) 実施 (D) 計画の実施及びその成果測定の作業
- (3) 点検 (C) 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
- (4) 行為 (A) 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

(PDCA サイクルの実行)

第 4 条 研究科、委員会、事務局等の各組織（以下「各組織」という。）の長は、PDCA サイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織に意見を求めた上、計画

(P)、実施 (D)、点検 (C) 及び行為 (A) を行うものとする。

(PDCA サイクルの進行管理)

第5条 PDCA サイクルの進行管理は、自己点検・評価委員会が行い、その結果を内部質保証室に報告するものとする。内部質保証室長は、必要に応じて各組織の長と面談し、改善措置による計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第6条 一つの PDCA サイクルの期間が終了したときには、別に定めのある場合を除き、各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度について内部質保証室が最終評価を行うものとする。

(PDCA サイクルの種類)

第7条 PDCA サイクルは、次の各号に掲げる項目について実施することとし、1回の期間は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中期計画検討サイクル 6年
- (2) 事業計画推進サイクル 1年
- (3) 教員活動改善サイクル 1年
- (4) 教育改善サイクル 1年
- (5) 教員集合研修活動サイクル（以下「FD 活動サイクル」という。） 1年
- (6) 教職員等集合研修活動サイクル（以下「SD 活動サイクル」という。） 1年
- (7) 学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル 5年
- (8) 教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル 5年
- (9) 学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル 5年
- (10) 教育研究環境整備サイクル 1年及び6年
- (11) 社会連携・社会貢献活動サイクル 1年
- (12) グローバル活動サイクル 1年

(中期計画検討サイクル)

第8条 前条第1号に規定する中期計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条に定める中期計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

(事業計画推進サイクル)

第9条 第7条第2号に規定する事業計画推進サイクルについては、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示等を踏まえ、事業計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度以降の取組に反映させるものとする。

(教員活動改善サイクル)

第10条 第7条第3号に規定する教員活動改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振返りを行い、それをもとに次期の活動計画を立てるものとする。

(教育改善サイクル)

第11条 第7条第4号に規定する教育改善サイクルについては、各組織が授業アンケート、修了生アンケート及び入学生アンケート等の各種調査により、教育について点検並びに評価し、必要に応じて改善するものとする。

(FD 活動サイクル)

第12条 第7条第5号に規定するFD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(SD 活動サイクル)

第13条 第7条第6号に規定するSD活動サイクルについては、SD企画運営本部が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクル)

第14条 第7条第7号に規定する学生の受入れ方法（アドミッションポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、入試実績（志願倍率、入試成績等をいう。）、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。

(教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクル)

第15条 第7条第8号に規定する教育課程編成（カリキュラムポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学修成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

(学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクル)

第16条 第7条第9号に規定する学位授与の基準及び種類（ディプロマポリシー）の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

(教育研究環境整備サイクル)

第17条 第7条第10号に規定する教育研究環境整備サイクルについては、教育研究環境整備委員会が、施設、教育研究用情報システム及び図書の整備状況や活用状況に関する確認や点検を行い、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討

し、優先度の高いものから実施することとする。

2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

(社会連携・社会貢献活動サイクル)

第 18 条 第 7 条第 11 号に規定する社会連携・社会貢献活動サイクルについては、各組織が、社会連携・社会貢献活動を計画及び実施し、アンケートや意見交換、計画の進捗状況の確認等による検証を行うとともに改善に繋げる。

(グローバル活動サイクル)

第 19 条 第 7 条第 12 号に規定するグローバル活動サイクルについては、国際センター会議（4 産技大管管第 1066 号）が、グローバル活動を計画及び実施し、実績や進捗状況の管理を行い、検証及び改善活動等を行うこととする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、内部質保証室が定める。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 3 産技大管管第 1041 号）

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 4 産技大管管第 1078 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 10 日 6 産技大管管第 202 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 10 日 6 産技大管管第 1183 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 12 日 産技大管管第 301 号）

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

作 成

東京都立産業技術大学院大学管理部管理課 企画広報・国際係

〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40

電話：03-3472-7840 / FAX：03-3472-2790



東京都立
産業技術大学院大学